

特定非営利金融法人・非営利特例対象法人が提出する事業報告・業務報告 様式確認表

※それぞれの報告書の作成基準日時点で、以下の3業態のいずれに該当するかを確認し、その様式を使用してください。
したがって、事業報告・業務報告で提出する様式が別の業態のものであったり、報告書の提出時点の業態とは一致しない場合もあります。

	特定非営利金融法人	非営利特例対象法人	一般の貸金業者
要件	非営利特例対象法人として要件を満たす書類を提出し、 ()にTのつく登録番号を有していること。 非営利特例対象法人となった後に、「特定非営利金融法人としての要件に該当して貸金業を営む場合の届出書」により、特定貸付契約の締結を業として行うむねを所定の様式により届け出ていること。		左記以外の登録貸金業者
備考	-----	(T)のつく貸金業者であっても、特定非営利金融法人ではないため、特定非営利貸付を行うにあたっての特例措置(信用情報の使用提供義務免除・総量規制の適用除外)は受けられません。	
事業報告様式 (基準日:決算日)	別紙様式第8号の2 (「様式集」とは別に添付された様式)	別紙様式第8号の3 (「様式集」とは別に添付された様式)	別紙様式第8号 (「様式集」に入っている一般の貸金業者用)
		ただし、以下の①～③のいずれにも該当しない場合は、一般の業者と同じ様式で提出する。(いずれの場合も、それぞれに該当するむねを所定の届出様式により届け出ていることが必要。) ①純資産額が5千万円に達しておらず、そのむねの届を提出している場合(純資産特例に該当) ②業務経歴3年以上の経験者の設置をせず、3年以上の業務経験者からの助言態勢を敷いている場合(業務経験者特例に該当) ③業務経歴1年以上の経験者の設置をせず、3年以上の業務経験者からの助言態勢を敷いている場合(業務経験者特例に該当)	
業務報告様式 (基準日: H30.3.31)	別紙様式24-2 (「様式集」とは別に添付された様式)	別紙様式24-2 (「様式集」とは別に添付された様式)	別紙様式24 (「様式集」に入っている一般の貸金業者用)
		ただし、以下の①～③のいずれにも該当しない場合は、一般の業者と同じ様式で提出する。(いずれの場合も、それぞれに該当するむねを所定の届出様式により届け出ていることが必要。) ①純資産額が5千万円に達しておらず、そのむねの届を提出している場合(純資産特例に該当) ②業務経歴3年以上の経験者の設置をせず、3年以上の業務経験者からの助言態勢を敷いている場合(業務経験者特例に該当) ③業務経歴1年以上の経験者の設置をせず、3年以上の業務経験者からの助言態勢を敷いている場合(業務経験者特例に該当)	

【例】 2020.3.15に一般の貸金業者から非営利特例対象法人(純資産5千万円以上・業務経歴3年以上の経験者を設置せず、3年以上の者からの助言態勢を敷いている法人として届出済)として(T)のつく(貸金業者となり、2020.4.2に特定貸付契約の締結を業として行うむねの届出を行って特定非営利金融法人となった場合

【ケース1】 この業者が2月末決算であった場合・・・

事業報告：決算時(2020.2.28)には一般の業者であるため、事業報告は別紙様式第8号(一般業者用)

業務報告：業務報告基準日(2020.3.31)には非営利特例対象法人であるため、別紙様式24-2(特定非営利金融法人及び一部の非営利特例対象法人用)

【ケース2】 この業者が4月末決算であった場合・・・

事業報告：決算時(2020.4.30)には特定非営利金融法人であるため、事業報告は別紙様式第8号の2(特定非営利金融法人用)

業務報告：業務報告基準日(2020.3.31)には非営利特例対象法人であり、かつ、上記②の該当要件に合致するため、別紙様式24-2(特定非営利金融法人及び一部の非営利特例対象法人用)